

# 第44号<sub>平成31年4月26日発行</sub> 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115 | 115

社会福祉法人 鹿屋市社会福祉協議会 広報誌



(串良ふれあいセンター)

(輝北ふれあいセンター)

#### 今号の表紙

2月に串良、3月に輝北で「福祉ふれあいフェスタ」を開催しました。第1部では、鹿児島鍼灸専門学校付属鍼灸治療院院長の泊平八郎先生による「つぼと健康」と題した講演会が行われ、泊先生のユーモアを交えた講話で会場は終始笑いの絶えない楽しい時間となりました。

第2部では、各地域の民生委員や高齢者 クラブ会員などの皆さんによる演芸大会 が行われ、各自趣向を凝らしたマジック や舞踊等を披露されました。会場は大い に盛り上がり、にぎやかなフェスタとなり ました。

#### 目 次

平成31年度鹿屋市社協の事業計画 ······ P2
平成31年度鹿屋市社協の収支予算及び組織図 P3
社協会費のお願い, 新規採用職員の紹介 P4
写真で振り返る社協活動 (1月~3月) P5
新規事業の紹介
地域力強化推進事業 ····· P6
肝属地区障がい者基幹相談支援センター事業 P7
平成30年度共同募金実績の報告 ····· P8
赤十字運動月間のお知らせとお願い P9
皆さまの善意 (金品の贈呈) の報告 P10
登録型職員(看護師,ホームヘルパー)募集のお知らせ
香典返し寄附金受付名簿 P11
心配ごと相談所からのお知らせP12
編集後記,社協事務所連絡先一覧



☆『社協』とは社会福祉協議会の略称です。

☆『社協だより』は、社協会費や赤い羽根共同募金の配分金の一部により発行しております。

#### 平成31年度 鹿屋市社会福祉協議会 事業計画

#### 基本方針 1

地域福祉の推進組織である鹿屋市社会福祉協議会の役割は、より一層重要なものとなっており、平 成27年度に策定した「鹿屋市社会福祉協議会発展・強化計画」及び平成28年度に策定した「第2期鹿 屋市地域福祉活動計画」に基づき、「市民誰もが安心して暮らせる健康でぬくもりに満ちた福祉コ ミュニティの創造」の実現に向けて、地域住民をはじめ行政や関係機関・団体等と更に連携を深め、 地域福祉活動の推進に努めてまいります。

特に昨年度からの新規事業として地域力強化推進事業(住民が主体的に地域課題を把握して、解決 を試みる体制づくり)を実施し、本年度は更に多機関協働による包括的支援体制構築事業(複合的な 課題を抱える者等に対する包括的な支援システムの構築)を一体的に取り組み,地域福祉活動の基盤 整備・強化を図ります。また、障がい者基幹相談支援センターでは、管理のみであったものを、全面 的に管理・運営することにより、更に障がい者福祉の向上に努めます。輝北地域においては新たな新 規事業として、やすらぎの里づくり支援事業と輝北ふれあいセンター事業を一体的に取り組み、輝北 地域における健康・生きがいづくりの拠点施設として、輝北地域の活性化を図ります。

一方経営面では、介護報酬等の見直しにより、やや収益が持ち直しつつありますが、依然として厳 しい状況が続いているため、介護保険等事業の運営体制の見直しや法人運営の在り方、既存事業の見 直しなど検討し、本会の事業・組織・財政等の基盤強化に努めて参ります。

本年度は、地域福祉の中核的な推進団体としての使命と自覚を改めて認識し、役職員等が一丸と なって地域福祉の向上を図るため、次の重点項目を掲げて事業を推進してまいります。

#### 重点目標

- (1)社会福祉協議会の事業・組織・財政の基盤強化
- (2)地域福祉活動の推進(地域力強化推進事業・多機関協働による包括的支援体制構築事業の推進)
- (3)権利擁護推進センターの円滑な運営と高齢者等の権利擁護の推進
- (4)広報啓発活動等の充実
- (5)指定管理施設「市民交流センター福祉プラザ、輝北ふれあいセンター」の適正な管理運営
- (6)在宅福祉サービス事業の充実と効率的な運営
- (7)障がい者基幹相談支援センターの充実

#### 3 事業計画

#### 【総務部門】

- (1)会務の運営並びに連絡・協調
- (2)会員制度の周知と加入促進
- (3)広報啓発活動の推進
- (4)社会福祉功労者の表彰
- (5)指定管理施設の適正な管理・運営

#### 【地域福祉部門】

- (1)地域福祉活動の推進
  - 地域力強化推進事業[新規]
  - ・ 多機関協働による包括的支援体制 構築事業[新規]
- (2)生活支援・介護予防体制の充実・強化
  - ・やすらぎの里づくり支援事業[新規]
- (3)総合相談事業の実施
- (4)福祉教育やボランティア活動の推進
- (5)地域福祉活動計画の進行管理及び評価

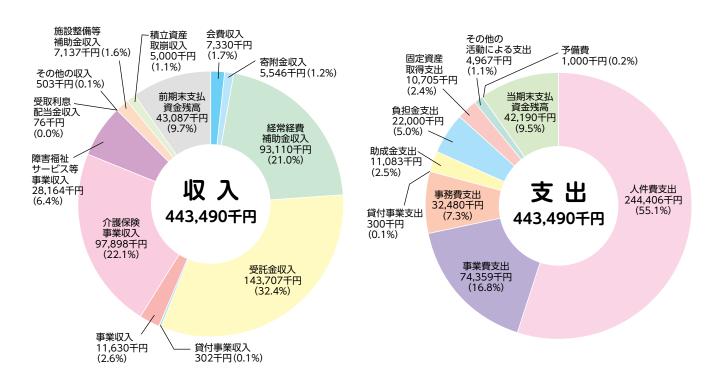
#### 【在宅福祉サービス部門】

- (1)介護サービス事業の経営 〔介護保険事業・障害福祉サービス事業〕
- (2)権利擁護推進センターの円滑な運営と 高齢者等の権利擁護の推進

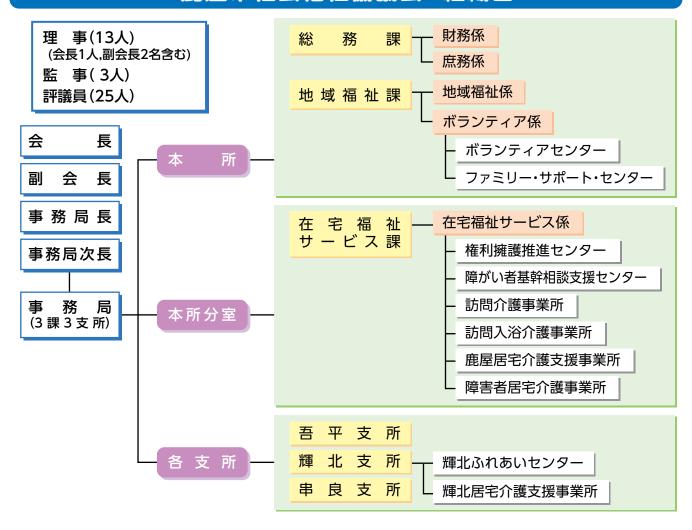
- (6)役職員等の研修
- (7)人材の育成
- (8)地域における公益的な取り組み及び実施[新規]
- (9)市民生委員児童委員協議会の事務局業務の受託等
- (6)災害救援活動
- (7)障がい者の社会参加と自立支援の促進
- (8)子育て支援事業の推進
- (9)広報啓発活動等の充実
- (10)低所得世帯等の福祉の増進
- (11)各種イベントの開催
- (12)共同募金・歳末たすけあい募金配分金事業
- (13)福祉団体等の育成援助
- (14)共同募金運動、日本赤十字社会員増強運動への協力
- (3)障がい者基幹相談支援センター事業の実施[新規] ※全面的な事業の管理・運営に移行
- (4)社会福祉会館事業の実施
- ※ 事業計画の詳細については,当会ホームページ(『鹿屋社協』で検索)でご覧ください。

#### 平成31年度 鹿屋市社会福祉協議会 収支予算

#### 平成31年度当初予算 4億4千349万円



#### 鹿屋市社会福祉協議会 組織図



# 社協会費にご協力をお願いします

~ みんなでささえあい笑顔あふれるまちづくりのために ~

鹿屋市社会福祉協議会(略して「社協」)では、市民の皆様が主体となって、互いに支え合 い、住み慣れた地域で自立し、笑顔で安心して生活できる地域づくりを進めるため、皆様からの 会費や寄付金などの支援をいただき、町内会・自治会やボランティア団体、行政などの多くの関 係機関や団体と連携して、様々な活動を展開しております。

社協会費は、このような活動を推進するうえで、最も重要で貴重な財源となっております。 新年度におきましても、皆様のご支援とご協力をよろしくお願いします。

	会 費			
一般会員	(各世帯)	一世帯	年額	300円
団体会員	(企業・団体及び施設等)	一口当たり	年額	3,000円
特別会員	(特に本会の趣旨に賛同していただける 個人・団体・企業・施設等)	一口当たり	年額	10,000円

#### 【報告】 平成30年度社協会費は、下記活動(事業)実施の財源の一部に、有効に活用させ ていただきました。

- ふれあいネットワークづくり事業(地域の中で支援が必要な方の見守り体制の構築及び活動の支援)
- ふれあい・いきいきサロン事業(高齢者の生きがいづくりや仲間づくり等の支援)
- 総合相談事業(市民の悩み事相談に応じ、相談解決の支援)
- ドライブサロン事業(自ら交通手段を有しない高齢者等に対する買い物や生きがいづくりの支援)
- ボランティアセンター事業(福祉教育の推進、ボランティアの育成、ボランティアフェスの開催等)
- 小口資金貸付事業(低所得者等の世帯に対する資金の貸付)
- 生活困窮者食料支援事業(生活に困窮し、食料に困っている世帯に対する食料支援)
- 広報誌発行事業(社協だよりの発行)
- イベント開催事業(鹿屋市ふれあい福祉まつり等) 9

5,870,810円 団体会費

平成30年度 社協会費【総額】

10 車椅子の無料貸出事業

ご協力ありがとうございました!!



#### < 活動の風景(一例) >

-般会費



見守り活動



支え合いマップづくり



249,000円 特別会費

高齢者サロン活動



600,000円

6,719,810円

ふれあい福祉まつり



ボランティア出前講座

#### よろしくお願いします ~ 新規採用職員の紹介 ~



上園 健斗 総務課 主事

4月1日付けで鹿屋市社会福祉協議会に入職しました 上園です。鹿児島市出身で、以前は金融機関で勤務して いました。学生時代は、まちづくりや地域おこしに関わ る活動を行った経験などがあり、そういった経験を活か せたらと思っております。趣味はスポーツ観戦で、特に 自分の好きなプロ野球チームの応援をするのが楽しみで す。よろしくお願いします。





子育てサロン『かのやっ子』は,「子育てについて誰かとおしゃべりしたい」,「子どもと一緒にほっ と出来る場が欲しい」そんな子育て世代の方たちのための子育てサロンです。

かのやっ子は,毎月第1土曜日の午前10時から午前11時30分まで,リナシティかのや2階福祉プラザの 和室で開催しています。子育てを経験してきた方々が、ボランティアで情報交換や息抜きの場を提供して いるもので、お子さんの見守りもしてもらえるので、お母さん方もゆっくり参加することが出来ます。 こいのぼりや七夕、おひな様作りをしたり、豆まきやハロウィンやクリスマスパーティなど毎月色々な行 事を計画していますので、皆様も参加してみませんか!!



判断能力が不十分であっても, 自分らしく安心 して暮らしていくための、高齢者・障がい者等の 権利擁護について考えるセミナーを3月7日に市 社会福祉会館で開催し, 市民や福祉関係者など約 60名の参加をいただきました。セミナーでは、弁 護士で法テラス鹿屋法律事務所代表の野間修平氏 に、「成年後見制度の仕組みについて」と題しご 講演いただきました。法定後見の概要や家族信託 などの説明に、参加者は興味深そうに聞き入って いました。



ドライブサロン連絡会を2月22日にリナシティ かのやで開催し、ドライブサロン事業にご協力い ただいている6つの社会福祉法人12名の方にご参 加いただきました。会では実施状況の報告や緊急 時の対応等について意見交換を行い、今後の連携 について確認しました。地域のために無償で実施 してくださっている社会福祉法人の方々と協力し て事業を進めていきたいと思います。

(ドライブサロンでは、買い物など高齢者等の生 活支援を行っています)





# テップ I

平成31年1月から3月にかけて吾平、串良、輝北地域の住民を対象に「ひ らめき運動スクエアステップ」を開催しました。鹿屋体育大学

スポーツ生命科学系の中垣内真樹教授の指導のもと、各地域計 8日間の日程で実施しました。吾平地域は19名、串良地域は 19名,輝北地域は23名の方々が参加されました。



#### スクエアステップ

マスの目をつかって運動を行い ながら脳トレを組み合わせて行う 全身と脳のトレーニングです。

### 「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」 に取り組みます

的

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など地域社会を取り巻 く環境の変化等により、福祉ニーズが多様化、複雑化してきています。

このような状況に対して、 鹿屋市社会福祉協議会では国が提唱している「ニッポンー億総 活躍プラン」における地域共生社会の実現に向けて、以下の2事業に取り組みます。

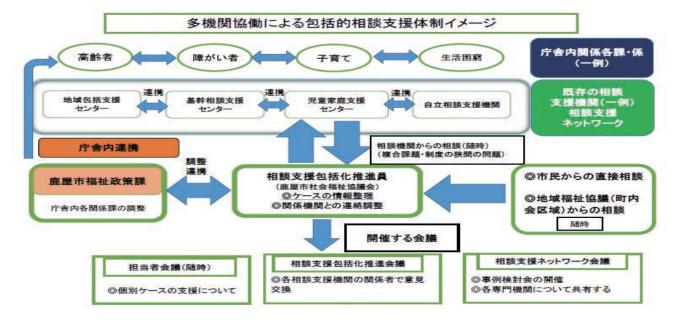
#### 地域力強化推進事業

住民生活の身近な圏域である町内会を単位に、福祉に関する課題を語り合い、住民が主体と なって解決を試みる「地域福祉協議会」の設立を支援します。



#### 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

- ・相談支援包括化推進員を配置し、主に世帯内で複合的な課題を抱えるケースに対し、高齢者 や障がい者、子育てといった分野別の各相談支援機関等の支援が円滑に進むようにコーディ ネートを行います。
- 相談支援包括化推進会議等を通じて各分野の相談支援機関のネットワーク化を図り、地域の 包括的な相談体制を目指します。



新規 事業

## 肝属地区障がい者基幹相談支援センターのご案内

(肝属地区障がい者虐待防止センター)

鹿屋市社会福祉協議会は、平成31年4月から市の委託を受けて肝属地区障がい者基幹相談支援センター事業を運営することとなりました。新しい相談員も加わり新体制でこれまでの業務に加え、新たな業務に取り組んでまいりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

肝属地区障がい者基幹相談支援センターは、肝属地区(鹿屋市・垂水市・東串良町・錦江町・南大隅町・肝付町)にお住まいの、原則在宅で65歳未満の障がいのある方の相談をお受けしています。

相談内容によっては、関係機関・専門機関をご紹介したり、連携を図りながら支援をさせていただきます。「解決」は難しくても、困りごとが軽減されるような方法を「一緒に考える」ことができればと思います。



どんなことが 相談できるの?

私たちに お任せください!



虐待・差別に関すること 不安・心配ごとに関すること 福祉サービスに関すること

<開所時間> 平日 午前8:30~午後5:00

※土曜,日曜,祝日,年末年始は休館です。

ただし、休日・時間外は、相談者の状況に応じて対応することができます。

【お問い合わせ先】 所在地: 鹿屋市向江町29-2 (鹿屋市社会福祉会館内)

身体障がいに関する相談

電話: (0994) 35-4801 メール soudan-shintai@chime.ocn.ne.jp

知的障がい・障がい児に関する相談

電話: (0994) 35-4802 メール soudan-chiteki@chime.ocn.ne.jp

精神保健福祉に関する相談

電話: (0994) 35-4803 メール soudan-seishin@chime.ocn.ne.jp



市社会福祉会館





# 品心即根实同募金運

赤い羽根共同募金

平成30年度の赤い羽根共同募金運動につきましては、市民の皆様の深いご理解のもと、 町内会・民生委員児童委員・福祉団体・福祉施設・行政・企業等の幅広いご協力を頂い て、募金運動を展開いたしました。皆様に心より感謝申し上げます。

## 平成30年度

# 赤い羽根共同募金の実績

# 総額 14,575,051円

募金期間 平成30年10月1日~12月31日

#### 平成30年度 赤い羽根共同募金内訳

募金種別	一般募金	歳末たすけあい募金	合 計
戸別募金	7,560,539円	2,603,573円	10,164,112円
街頭募金	337,602円	342,541円	680,143円
法人募金	1,577,680円	3,000円	1,580,680円
学校募金	292,638円	0円	292,638円
職域募金	123,534円	112,034円	235,568円
イベント募金	314,614円	0円	314,614円
個人募金	434,669円	121,000円	555,669円
その他の募金	538,257円	213,370円	751,627円
合 計	11,179,533円	3,395,518円	14,575,051円



市民の皆様 おひとりおひとりの 温かい気持ちをいただき ありがとうございました。

# BOUCHET.

# 命の羽根共同寡金は、地域をよくする活動のために

※下記以外にも、様々な活動に使われます。









地域の繋がりを深めるために 安心安全な地域づくりのために



障がい者スポーツのために



心身健やかに介護予防のために



福祉団体の活動のために



生活困窮者の支援のために



## 日本赤十字社の活動資金にご協力ください。

日本赤十字社は、「苦しんでいる人を救いたい」という理念の下、災害時に被災された方々に 対しての医療救護やこころのケア、救援物資配分などのさまざまな人道支援活動を行っていま す。

こうした赤十字の活動を支えているのは、皆さまから寄せられる活動資金です。

# 5月は「赤十字運動月間」



#### ◇赤十字運動月間とは?

赤十字運動月間とは、皆様に赤十字事業へのご理解とご協力を呼び掛け、活動資金を拠出 していただく会員の増加を図り、活動基盤の強化を推進する期間です。

#### ◇なぜ、赤十字運動月間は5月なの?

赤十字の創始者アンリー・デュナンが誕生したのが5月8日、日本赤十字社の前「博愛 社」の誕生が5月1日で、5月は赤十字にとって縁が深いことから、「赤十字運動月間」と して、赤十字思想の普及等に努めています。

#### ◇活動資金はどのように使われているの?

皆様から寄せられた活動資金は、次のように使われます。





#### 平成30年度 日本赤十字社鹿児島県支部鹿屋市地区

平成30年度は市民の皆様より **9.743.946円** の活動資金をいただきました。 ご協力、誠にありがとうございました。

#### 【救援物資】

平成30年度は、火災・水害で被災された方に下記の救援物資をお届けしました。

[世帯人員] 13世帯22名

[救援物資内容] 毛布・タオルケット・ブルーシート

> 緊急セット(懐中電灯やラジオ、絆創膏など) 見舞品セット(ハンドタオル、Tシャツ等)



#### 皆さまの善意のご紹介 ~あたたかいご支援ご協力に感謝~

#### 【赤い羽根共同募金】

4月8日に『かのやおもちゃ病院』様から赤い羽根の募金(17,385円) をいただきました。この募金は修理依頼者からの寄付によるものです。 かのやおもちゃ病院様は、こわれた「おもちゃ」の修理を通して、 「物」の大切さを子ども達に伝えることなどを目的に会員14名で活動さ れています。平成21年3月に設立後10年が経過し、これまで約1.200件 の修理依頼を受けてこられました。今回お寄せいただきました募金は, 地域の福祉活動の推進に役立てられます。

#### 【かのやおもちゃ病院様からメッセージ】

原則として毎月第1土曜日午前9時から正午まで、リナシティ2階 福祉プラザで開院し、特に高額の部品代を除いて、無償で修理を行っ ています。こわれたおもちゃは、捨てずに是非ご持参ください。

#### 【ボトルキャップ】

輝北小学校様、串良小学校様、わかば児童クラブ様

#### 【北海道胆振東部地震災害義援金】

つくしんぼ様, まちづくり鹿屋様(窓口義援金箱)



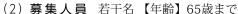
かのやおもちゃ病院様



わかば児童クラブ様

#### 登録型職員(看護師・ホームヘルパー)の募集

(1) 仕事内容 特殊浴槽等装備した移動入浴車で, 高齢者等の自宅を訪問し, 3人1組で入浴サービス(健康確認,入浴介助等)を行います。



(3) 資 格 正看護師又は准看護師, 普通自動車免許

(4) 賃 金 ①時給 950円(月曜~金曜,祝日を除く) ②時給 1,200円(祝日)

◆上記の賃金に事務手数料、処遇改善手当などが加算されます。

◆移動時間も就業時間に含みます。

(5) 勤務時間 月曜日~金曜日 午前8時30分から午後5時までの間

◆1日平均2件から4件程度の訪問です。(1件につき, 1時間から1時間30分程度)

◆勤務時間は相談に応じます。

(6) 勤務場所 鹿屋市社会福祉協議会本所分室 鹿屋市向江町29番2号(鹿屋市社会福祉会館内)

録

(1) 仕事内容 高齢者等の自宅を訪問し、身体介護(入浴・排泄・食事等)や 生活援助(掃除・洗濯・調理等)の介護等サービスを行います。

(2) 募集人員 若干名【年齢】65歳まで

(3) 資 格 介護福祉士又は介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)以上,普通自動車免許証

(4) 賃 金 ①時給 900円(月曜日~土曜,介護福祉士取得者 950円)

②時給 1,150円(早朝・夜間・日曜・祝日,介護福祉士取得者1,200円)

◆上記の賃金に移動・事務手数料、自動車借上料、処遇改善手当などが加算されます。

(5) 勤務時間 午前6時から午後8時までの間 ◆1日4時間程度の訪問です。

(6) 勤務場所 原則, 直行直帰(自家用車等を使用し, 自宅と利用者宅の往復)になりますが, 月に4・5回 程度、勤務地(鹿屋市社会福祉会館)へ出勤となります。

【待 遇】・雇用保険(週20時間以上勤務した場合), 労災保険

健康診断(年1回)

有給休暇有,活動着貸与有(当会規程に基づく)

【応募】・応募方法 市販の履歴書、資格証・免許証の写しをご持参ください。

・応募受付 随時(土・日・祝日除く),窓口時間内(午前8時30分から午後5時まで)で受付します。

・応募先 在宅福祉サービス課 鹿屋市向江町29番2号 (鹿屋市社会福祉会館内)

・選考方法 書類選考のうえ、随時面接します。(後日連絡)

社会福祉協議会で働いてみませんか。 まずは、お電話ください。お待ちしております。

【問合せ先】

在宅福祉サービス課 TEL 0994-42-7188

# 香典返し寄附金受付名簿

0

承諾をいただいた方のみとしております。

なお、本紙への掲載については、ご本人様

二十九件

一八八,○○○円)(上段·寄付者名

下段·故人名

敬称略)

れた善意を市民の皆様の福祉向上のために大切

屋市社会福祉協議会では、

皆様方から寄せら

に使わせていただいております。

(平成三十年十二月二十六日~平成三十一年三月三十一日) 一七一件 一,四○五,○○○円 (うち匿名希望

中古谷小岩西大水西鄉德瀬宮福田下崎假濵瀬吉平木鈴池上東神中横宇曽水田田口林重谷澤口流原永川内山中村山屋崎口留城場木田村 田原山都田 正光久ミタト多正優秀裕悦 鈴ひ義盛マツ 祐幸孝勇ターーマ真美直ヒ 美ルミ 美 と リル ーチ ツ 佐 サ 子子子子ヱヨ子代一行一子昇子み男次子子康子徳一郎子利郎エ弓子美子 中金谷小岩西重水西鄉德瀬野福田下崎假濵瀬吉平木鈴池上東神中横宇曽水田田口林重谷田口流原永川尻山中村山屋崎口留城場木田村 田原山都田 

川児福小福前祝坂伊村山田斉奥川福松永梶鶴郷宮加下中光岡肥堀野ケケー と野 おり 田野川本上平山崎永下吉谷田原尾屋堀津寺本後内間

鉄秀健純チ睦ア竜幸美清 隆将歌ヤ和キ修 敏千君え広逸征潤重裕 エ ツ エ ヨ ス 男子三一子雄子一二子治勉行人子子郎子三恵己代子子志子洋子雄嗣

神中永原瀨枦下味宮永南浜櫨野大福永大鳥加森折川上伊野德宮福樋 田園田口戸山仮園原吉 田山元谷永田山越藤田尾口西東口田園田園 神久永原瀨枦下味宮永南是櫨野大福永大鳥加森大川上伊野德宮原樋 田保田口戸山仮園原吉 澤山元谷留田山越藤田堀口西東口田園田園 

福德内坂新小有近山久唐園奥元留田口藏迫馬藤下田鎌田山 貞三ツ憲憲高敏エキ正ミ郁カ ル ニ朗ミ三夫志郎子リ章子哉エ 福德内坂新小有近山久唐園奥元留田口藏迫馬藤下田鎌田山 サミ シナ幸チッ トサ重リ康 チチ貢ヅミ子子功ミチ男子夫

吾平 地

蕨橋柴山福鎌中休上吉黒脇有 迫口山口滿田俣坂主村木田衛 蕨橋 柴山福 鎌中休上吉中脇有 追口山口滿田俣坂主村村田衛 喜秀富義キサ 工稲健 郎實操久美美義数子榮イ男一

本東大鳥有福堅樋田小中宮日池新坪寶尾永重出桜山 久 地 保巣村岡持口畑川村元高田保山耒上田信澤木下 イ清 典 美裕順博弘和文彬兼 晴満勝康ミ昌イ盛 ッ ク ミ美博彦勇幸子子司文良雄博雄等子洋美惠ヱ子子藏 本東大鳥有竹堅渡田小中宮日池新坪寶尾永重明桜山 欠 保 巣 村 井 持 邉 畑 川 村 元 髙 田 保 山 耒 上 田 信 用 木 下

德 留 敏

留

敏

郎

(総務課

## 心配ごと相談所(一般相談・専門相談)のお知らせ

鹿屋市社会福祉協議会では、市民の日常上のあらゆる相談に応じ、適切な助言及び援助を行い、相談解決の糸口が見いだせるように、心配ごと相談(一般相談・専門相談)を福祉プラザ内相談室で実施しておりますが、平成31年4月から「一般相談」の開設時間を変更するとともに、専門相談として新たに「終活相談」を追加いたしました。

相談種別		相談内容	相談日	相談時間	相談員
_	般 相 談	心配ごと 悩みごと	毎週 月~金曜日	午前9時~正午	心配ごと相談員
	法 律 相 談 (鹿屋市民の方)	財産,権利, 離婚,扶養, 相続,借地等の もめごとなど	第2金曜日 (要予約)	午後1時 〜午後4時	弁 護 士
専門	税務・経営相談	相続税,贈与税, 所得税等 税金に関すること	第1金曜日	午前9時~正午	税 理 士
相談	財産・登記相談	相続,家屋, 財産,登記など	第2·3·4 金曜日	午前9時~正午	司法書士
	終活相談	人生の最期を迎える ための様々な準備 (葬儀,納骨,遺贈, 遺品整理等)	第4木曜日 (要予約)	午前9時~正午	社協職員

- ◎法律相談(1件30分),終活相談(1件60分)は予約が必要ですので,前もってお電話で予約してください。
- ◎法律相談は鹿屋市民の方を対象としております。
- ◎土・日・祝日、年末年始はお休み致します。
- ◎リナシティかのや2階福祉プラザで実施しております。

【問い合わせ先】 地域福祉課(TEL)0994-44-2277



~ 編集後記

や団体のご支援とご協力をいただきながら取 度も市民誰もが安心して暮らせる福祉の 収支予算を掲載させていただきまし おります。 からも平和な世の中が続いていくよう願っ 新たな時代の幕開けを迎えるにあたり、 づくりを目指して、当会の使命である地域福 の推進に、 五月一日から 回の社協だよりでは、 んでまいりたいと思います。 市民の皆様をはじめ、 新 元号が 「令和」 当会の事業計画 に決まり、 た。 関係機関 今年 まち

します。 平成最後の社協だより第四十四号をお届

#### 社協事務所連絡先一覧

【本 所】〒893-0009 鹿屋市大手町1番1号 (リナシティかのや2F 福祉プラザ内)

☎0994-44-2951 FAX 0994-44-7757

【本所分室】〒893-0006 鹿屋市向江町29番2号

(鹿屋市社会福祉会館内)
☎0994-42-7188 FAX 0994-42-7355

【吾平支所】〒893-1103 鹿屋市吾平町麓2955番地1 (湯遊ランドあいら敷地内)

☎0994-58-8860 FAX 0994-58-8870

【輝北支所】〒893-0201 鹿屋市輝北町上百引2100番地1 (輝北ふれあいセンター内)

☎099-486-0777 FAX 099-486-1333

【**串良支所**】〒893-1602 鹿屋市串良町有里507番地1 (串良ふれあいセンター内)

☎0994-31-4400 FAX 0994-31-4401

次回の社協だよりは令和元年7月発行予定です。